

随意契約及び比較見積省略理由書

本工事は、大阪府警察本部に設置されている無停電電源設備（以下、「当該設備」という。）の良好かつ継続的な運用を目的とし、その設備の一部について更新するものです。

当該設備は、停電時に負荷の電源を無停電で瞬時にバックアップする高度な機能及び制御を行う特殊設備機器であり、大阪府における警察業務の指揮監督を行い、警察本部の根幹となる重要な設備へ電力を供給していることから、本工事は無停電で工事を完了させ、万が一にも電力の供給停止を発生させてはなりません。

本工事は、負荷となる既設設備に多大な影響を及ぼすものであり、更新により当該設備内の他部分への影響や設備更新による接続、切替等の検討、対策、処置を行う必要があります。また、無停電で更新工事を実施するためには、機器の適切な操作及び管理を行い、本操作を請負者の責任において実施する必要があり、既存の当該設備に係る専門知識を有する事業者において行うことが必要不可欠です。

当該設備は製造から 20 年以上が経過していることから、更新切替作業中において、本工事対象外の設備機器の不具合、故障等の不測の事態を想定しておく必要があり、警察業務の持続的な運用、大阪府民の安全安心を守るため、不測事態の発生時は速やかな復旧対応が必要不可欠です。そのためには、当該設備の保安体制を確立した事業者にて本工事を遂行し、不具合等が確認された場合は速やかな復旧を行い、必要な措置を早急に取りなければなりません。

このような工事の特殊性から、履行可能な事業者は限られており、当該設備の製造、設置及び現在に至るまで保守点検を行っていることから当該設備に係る専門知識を有しており、同種工事の施工実績も有している株式会社日立インダストリアルプロダクツ関西支店を特定者として競争入札実施に係る参加意思確認公募を実施したところ、参加意思確認申請書の提出はありませんでした。

以上のことから、株式会社日立インダストリアルプロダクツ関西支店を本工事における唯一履行可能な事業者として地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第 6 2 条関係第 2 項第 1 号により比較見積書の徴取を省略するものです。